

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

〔施策の基本方針〕

風水害による被害を最小限に抑えるため、国、県と連携し、水害、土砂災害及び都市防災対策等を積極的に実施し、風水害に強いまちづくりを推進する。

〔施策の体系・担当部署〕

施策	担当部署
第1項 水害予防対策 1. 河川等対策 2. 公共下水道による浸水対策の推進 3. 内水排除施設の整備 4. 流出抑制対策の推進 5. 海岸の整備 6. 水防体制の整備 7. 洪水浸水想定区域等における対策の推進	☐ 土木課 ☐ 下水道整備課 ☐ 下水道施設課 ☐ 農村整備課 ☐ 公共施設管理担当課 ☐ 市街地整備課 ☐ 開発審査課 ☐ 危機管理部 ☐ 消防局
第2項 土砂災害予防対策 1. 災害危険箇所の調査・把握 2. 災害危険箇所対策 3. 土砂災害警戒区域等における対策の推進	☐ 土木課 ☐ 建築行政課 ☐ 危機管理部 ☐ 各総合支所 ☐ 森林水産課 ☐ 都市整備部
第3項 都市防災対策 1. 土地利用計画 2. 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画 3. 公園・緑地整備計画	☐ 都市計画課 ☐ 公園緑地課 ☐ 市街地整備課 ☐ 建築行政課 ☐ 開発審査課
第4項 建築物等の安全性の確保	☐ 公共建築課 ☐ 都市計画課 ☐ 建築行政課 ☐ 学校施設課 ☐ 文化財課 ☐ 危機管理部 ☐ 森林水産課 ☐ 公共施設管理担当課 ☐ 消防局

第1項 水害予防対策

近年、水害発生の要因は複雑・多様化しており、計画的な河川の整備と併せ、流域治水プロジェクトに基づき、あらゆる関係者（国・県・市・住民・企業等）によるハード・ソフト一体となった総合的な水害対策等を推進する。

1. 河川等対策

市は、一級・二級河川の管理者である国・県に対し、未整備区間の河川改修の促進及び維持管理等を積極的に要請する。

市管理の準用河川及び普通河川については、現在改修中のものは事業を促進し、その他の河川等については計画的な改修及び維持管理等を推進する。

また、浸水地区については、必要とされる内水排除施設の整備や排水施設の機能強化等を図り、

流下能力を向上させるとともに、公共下水道事業及び他事業と調整を図りながら浸水被害の解消や低減に努める。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】水害予防対策に関する現況等

■河川事業計画

主体	事業名	事業年度	摘要
宮崎県	総合流域防災事業	昭和61年～	小松川・追手川
宮崎県	県単自然災害防止河川事業	平成13年～	御手洗川
宮崎県	県単河川改良事業	平成13年～	石崎川・天神川
宮崎市	準用河川野田川改修事業	平成29年～	L ≒ 710m 流域面積A ≒ 2.99 k m ²
宮崎市	準用河川跡江川改修事業	平成29年～	L ≒ 630m 流域面積A ≒ 1.76 k m ²

2. 公共下水道による浸水対策の推進

市は、公共下水道による浸水対策について、現施設の計画的な維持管理や更新、排水施設の整備等を行い、併せて必要とされる内水排除施設や河川改修等他事業との調整を図りながら雨水排水対策を推進する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】水害予防対策に関する現況等

3. 内水排除施設の整備

市は、内水排除施設として設置した排水ポンプ場について、非常時にその機能が適正に発揮されるよう非常用発電装置の準備、点検、その他所要の維持管理等を適切に行う。

また、浸水の状況を踏まえ、その能力に応じた周辺住民への情報提供のあり方や必要とされる箇所における新設を検討する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】水害予防対策に関する現況等

4. 流出抑制対策の推進

市は、市街地の拡大等による保水・浸透・遊水機能の低下に伴い雨水流出量が増大し、都市型の浸水被害が懸念されることを踏まえ、市街地における河川や排水施設等の整備と併せて、開発行為等においては雨水の貯留・浸透等による流出抑制の指導等を推進し、総合的な治水安全性の向上に努める。

5. 海岸の整備

市は、国、県に対し、海岸侵食、高潮被害を防止する海岸保全施設の整備を要請するとともに、既存施設の耐震化等の安全対策を講じるよう要請する。

また、青島海岸については自然景観を保全しつつ、海岸線の浸食や岩盤の風化による崩壊を防止するよう県に要請する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】水害予防対策に関する現況等

■海岸事業計画

主体	事業名	事業年度	摘要
国土交通省	宮崎海岸保全施設整備事業	平成20年～	全体事業費 約230億円 全体整備延長 約6,900m

6. 水防体制の整備

水防体制については、別に定める「宮崎市水防計画」による。

7. 洪水浸水想定区域等における対策の推進

(1) 浸水想定区域の周知

市は、浸水想定区域について、関係する住民に対して継続的に周知する。

■周知する内容・方法

周知内容	・浸水想定区域等 ・指定緊急避難場所、避難路、避難方法等の警戒避難に資する情報 ・避難指示、防災気象情報等の伝達・収集方法と住民がとるべき避難行動
周知方法	・市ホームページへの掲載（URLを市広報紙や回覧板等で周知） ・市広報紙への掲載 ・ハザードマップの配布又は回覧、公共施設での縦覧 ・公共施設等における掲示 ・自主防災組織や自治会等の会合における周知

(2) 警戒避難体制の整備

市は、市地域防災計画に記載した浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難の確保を図るために必要な避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて助言等を行う。

資料編/5.資料等/【避難収容】高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設一覧(浸水想定区域内)

(3) 市の施設に関する対策

庁舎等公共施設のうち、現庁舎敷地内での移転新築を行う新庁舎については、災害対策の拠点となるよう、浸水対策として、敷地の嵩上げのほか、非常用電源設備等の浸水想定高より上階での設置等について検討を進めるとともに、災害対策本部室、応援職員の受け入れ、災害応急対策に係るスペースや設備の確保に向けた検討を進める。

第2項 土砂災害予防対策

急傾斜地崩壊、土石流及び地すべり等の災害の発生に備えるとともに、災害を未然に防ぐための対策を推進する。

1. 災害危険箇所の調査・把握

市は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、災害発生のおそれのある地域（災害危険箇所）について調査・点検し、実態を把握する。

2. 災害危険箇所対策

(1) 土砂災害警戒区域等

市は、山地部に多くの人家が位置していることを踏まえ、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、次の対策を講じる。

1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定等

がけ崩れの発生が予想される土砂災害警戒区域等について、県知事による急傾斜地崩壊危険区域の指定及び急傾斜地崩壊対策事業等の対策を講じるよう県に要請する。

2) 宅地開発における防災指導の強化

がけ崩れの発生が予想される土砂災害警戒区域等について、宅地造成及び特定盛土等規制法、建築基準法、都市計画法、基本法等に基づき災害防止の処置に係る指導・監督を強化する。

■急傾斜地崩壊対策事業の状況

急傾斜地名	事業期間	事業主体	急傾斜地名	事業期間	事業主体
中福良－2	R1～R8	宮崎県	水流－1	R4～R6	宮崎県
上大久保－1	R1～R5	宮崎市	前吾田1	R4～R7	宮崎県
鳥越－1	R2～R7	宮崎市	高蟬－2	R4～R7	宮崎県
白浜	R3～R7	宮崎県	浦田－1	R4～R7	宮崎県
城ヶ峯－3－2	R5～R8	宮崎市	山之城3	R4～R7	宮崎県
一ノ宮－1	R6～R11	宮崎県	古宮田	R6～R9	宮崎県
下古城	R6～R12	宮崎県	木花-4-新①	R5～R7	宮崎市
照明院	R3～R7	宮崎県			

(令和5年度末現在)

(2) 土砂災害警戒区域等

1) 砂防指定地又は地すべり防止区域の指定

市は、国、県に対し、土石流の発生が予想される危険渓流、地すべりの発生が予想される土砂災害警戒区域等について、砂防指定地又は地すべり防止区域の指定等必要な対策を講じるよう要請する。

2) 砂防事業等への協力

市は、県が実施する砂防事業や地すべり防止対策工事等に協力する。

(3) 山地災害危険箇所等

市は、山地崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等の山地災害を防止するため、復旧治山、予防治山、保安林整備等の治山事業について、必要に応じて国、県に事業採択を要請する。

また、健全な森林を育成することにより山地災害を防止するため、保育及び間伐等の促進、皆伐後の再造林を促進する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】土砂災害予防対策に関する現況等

3. 土砂災害警戒区域等における対策の推進

(1) 災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の周知

市は、災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の指定状況・内容について、関係する住民に対し

て危険な箇所を継続的に周知する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】土砂災害予防対策に関する現況等

資料編/5.資料等/【災害危険箇所数】令和3年度災害危険箇所数一覧(宮崎市全体)

資料編/5.資料等/【災害危険箇所数】令和3年度災害危険箇所数一覧(旧市町別)

資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】土砂災害警戒区域等の指定区域数

資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】旧宮崎市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】佐土原区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】田野区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】高岡区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】清武区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

■周知する内容・方法

周知内容	・災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の位置 ・指定緊急避難場所、避難路、避難方法等の警戒避難に資する情報 ・避難指示、防災気象情報等の伝達・収集方法と住民がとるべき避難行動
周知方法	・市ホームページへの掲載（URLを市広報紙や回覧板等で周知） ・市広報紙への掲載 ・ハザードマップの配布又は回覧、公共施設での縦覧 ・公共施設等における掲示 ・自主防災組織や自治会等の会合における周知

（2）警戒避難体制の整備

市は、県知事により土砂災害警戒区域の指定を受けた区域について、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を整備するとともに、住民に対して周知する。

また、土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合は、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害警戒情報等の情報を伝達する体制を整備する。

なお、市は市地域防災計画に記載した土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難の確保を図るために必要な避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて助言等を行う。

資料編/5.資料等/【避難収容】高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設一覧(土砂災害警戒区域内)

第3項 都市防災対策

都市災害を予防するため、用途地域等による土地利用の規制・誘導、土地区画整理事業・市街地再開発事業、都市計画道路・公園等の都市施設の整備といった総合的な都市基盤整備事業を推進する。

1. 土地利用計画

市は、国土利用計画法をはじめ都市計画法、建築基準法、農振法、農地法、森林法、道路法、河川法、砂防法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然環境が調和した土地利用計画を図る。

また、都市計画法に基づく開発許可制度により、一定規模以上の開発行為に対しては開発許可の基準に基づき開発行為に対する指導を推進すると共に、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度により、各地域における災害リスクの周知を図り、適正な居住誘導を推進する。

2. 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第1節 第2項土地区画整理事業・市街地再開発事業計画】を参照する。

3. 公園・緑地整備計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第1節 第3項公園・緑地整備計画】を参照する。

第4項 建築物等の安全性の確保

本項目については【地震災害対策編 第2章 第2節建築物の安全化、第3節地盤災害防止対策の推進】を参照する。

ただし、風水害を考慮し、次の事項について特に対策を講じる。

1. 瓦屋根の耐風対策

市は、強風による脱落、飛散の危険のある瓦屋根の改修を促進するため、令和3年12月31日以前に建築された瓦屋根を使用している建築物の所有者に対し、耐風診断、耐風改修に要する費用の一部を助成する。

2. 災害危険区域内における建築物の建築制限

市は、建築基準法第39条の規定に基づく宮崎市災害危険区域に関する条例（平成18年条例第88号）により、河川の出水による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、区域内においては居住室を災害危険設定水位以下に設けない等の建築制限により、建築物の浸水被害の未然防止に努める。

資料編/1. 条例等/【災害危険区域】宮崎市災害危険区域に関する条例
資料編/5. 資料等/【災害危険区域】宮崎市災害危険区域全体図

第2節 道路等交通関係施設の整備と管理

【施策の基本方針】

災害を防止するため、所管施設等の実態を把握するとともに、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

また、大規模災害発生時には道路の被害が即時表面化し、住民の避難行動や災害応急対策の障害となるため、交通途絶時の迂回路や緊急輸送道路の指定等について検討する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 道路施設等の点検・整備計画 1. 道路整備対策 2. 道路施設等の点検、整備計画 3. 橋梁の整備	☐ 土木課 ☐ 道路維持課 ☐ 市街地整備課
第2項 法面崩壊対策	☐ 土木課 ☐ 道路維持課

第1項 道路施設等の点検・整備計画

1. 道路整備対策

土木課、道路維持課、市街地整備課は、災害時の避難路としての役割、市役所、病院、消防局・消防署・防災関係機関及びその他公共公益施設等との連絡路としての役割、緊急車両の通行に配慮し、各種道路の防災機能の確保を図る。

道路管理者は、次の点に留意し、災害が予想される箇所から優先的に施設整備等の対策を講じる。

- ア 土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い、法面防護工等の設置を検討する。
- イ 道路、橋梁等の被害を防止し、また被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。
- ウ 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋梁や老朽化した橋梁については、架け替えや拡幅等を検討する。
- エ 道路の新設、改良に当たっては、避難路・延焼遮断帯を考慮し、歩道整備、街路樹のスペースの確保に努める。
- オ 道路の新設により排水系統が変わる場合、道路本体の雨水処理及び排水先の流下能力を検討し、浸水被害発生抑制に努める。
- カ 市道の整備については、幹線道路の未改良部分の整備を中心に、その他道路の整備も推進する。また、県道の改良については早急な整備を要請する。
- キ 通過交通量の分散・混雑緩和と災害時における代替機能を果たす路線の整備や、緊急輸送道路の指定等の事前対策についても関係機関との調整に努める。

■道路整備の方向

	整備の内容
主要道路の整備	都市計画道路並びに1級・2級の市道については、点検を実施し、道路・橋梁等の安全性を確保するとともに、災害時における避難路及び緊急車両・輸送車両等が通行できる有効な幅員を確保する。
生活道路の整備	生活道路は、避難路へ接続する道路として、防災対策や安全対策等に配慮し、狭隘道路の解消に努め、避難しやすい安全性を確保した構造の道路として整備する。
道路環境の整備	災害に強い道路環境を創出するため、次の項目について整備を実施する。 ア 道路の緑化（延焼遮断帯としての効果） イ 道路標識・指定避難所等の標識の改良（避難行動への効果） ウ 駐車場の確保（路上駐車をなくし、災害応急対策活動への効果） エ 駐輪場の確保（放置自転車・バイクをなくし、災害応急対策活動・避難への効果）

2. 道路施設等の点検、整備計画

台風、大雨等の異常気象時における道路機能を確保するため、所管道路について次の改修、改良工事等を実施する。

- ア 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。
- イ 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良を実施する。
- ウ 側溝等の機能が有効に発揮されるよう土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を講じる。
- エ 台風、大雨等の異常気象時における橋梁の機能を確保するため、事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所の整備を推進する。

3. 橋梁の整備

道路維持課は、所管する橋梁について点検要領等に基づき安全点検を実施するとともに、点検の結果、整備すべき橋梁については修繕・補強等の措置を実施する。また、老朽化した重要な橋梁については、早期の修繕や耐震補強、架け替え等を検討する。

第2項 法面崩壊対策

市は、県道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、円滑に対策工事が進むよう地元調整等について協力する。

市道の危険箇所については、防災点検調査に基づき危険度に応じた法面保護工等の災害防止対策について検討する。また、パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

第3節 ライフライン施設の機能確保

【施策の基本方針】

上水道及び下水道施設の災害時の被害を最小限に抑え、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な対策を実施するとともに、浸水災害等の被害を未然に防止するために必要な施設の整備、更新・拡充を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 上水道施設災害予防計画 1. 防災及び減災対策 2. 上下水道局業務継続計画の検討・見直し	□ 上下水道局
第2項 下水道施設災害予防計画 1. 防災及び減災対策 2. 上下水道局業務継続計画の検討・見直し	□ 上下水道局

第1項 上水道施設災害予防計画

1. 防災及び減災対策

市は、施設の重要度、人口及び将来計画に十分に配慮し、水源の分散確保に努めるとともに、施設の防災対策を検討する。

また、水源地、浄水場、配水池については、風水害等の予防対策として定期的な点検・検査を実施するとともに、防災訓練を実施して迅速な応急給水活動に備える。

■上水道施設の防災対策

	対策
点検整備	・ 気象台の気象予報・警報等を踏まえ、災害が予想されるときは各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、給水制限等の措置を検討する。 ・ 埋設管が布設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害軽減に努める。
応急体制の確立	・ 災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。 ・ 応急復旧工事に必要な資機材を点検・整備し、その保管場所、方法について確認しておく。
広域応援体制の確立	・ 渇水時の水不足における飲料水の供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。 - ア 水資源の確保・配給水体制 - イ 災害時の応急復旧体制 - ウ 資機材の確保体制 - エ 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成 - オ 九州他都市との合同防災訓練への参加、他都市との協力体制の強化

2. 上下水道局業務継続計画の検討・見直し

大規模災害発生時の、上水道業務の機能低下を最小限にとどめ、機能の回復と災害復旧を速やかに実施するため策定した上下水道局業務継続計画（BCP）について、災害訓練等の実施により検証を行い、必要に応じて随時見直す。

第2項 下水道施設災害予防計画

1. 防災及び減災対策

市は、施設の重要度、人口及び将来計画に十分配慮し、施設の防災及び減災対策を検討する。

■下水道施設の防災対策

	対策
現況の把握等	・埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害を軽減するため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、下水道管網の現況把握及び台帳作成について検討する。
施設の防災対策向上	・上下水道局は、各種指針等に基づき施設の防災性の向上を図る。特に処理場・中継ポンプ場等の中核施設については、十分な対策を施し、防災対策の向上に継続的に取り組む。
災害時応急体制の確立	・災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携する体制を構築する。
資機材の点検・整備等	・応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。 ・停電時に備え、非常用自家発電設備等の点検整備を定期的に行うとともに、停電時の応急的な対応・復旧手順等について危機管理マニュアルを整備し、的確な対応が行える体制を構築する。
応急的な汚水処理方法の確保	・業務継続計画（BCP）に基づいて、被災状況の調査、把握を行い、関連機関に応急対応の要請を行う。
周辺市町との連携・協力	・汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替方策等については、周辺市町との連携協力体制を確保する。

2. 上下水道局業務継続計画の検討・見直し

大規模な災害に備え、ライフラインとしての信頼性を確保するため、許容される時間内に復旧が可能となるよう策定した上下水道局業務継続計画（BCP）については、災害訓練等の実施により検証を行い、必要に応じて随時見直す。

第4節 農林業災害予防対策

【施策の基本方針】

暴風、豪雨等による農作物等への被害を未然に防止するため、降雨量や台風の進路等の気象情報を活用し、事前の防災対策と常時の維持管理など所要の予防措置を講じる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 農業災害予防計画 1. 農業用施設災害予防計画 2. 林業災害予防計画	☐ 農政企画課 ☐ 農村整備課 ☐ 森林水産課
第2項 農作物災害予防計画 1. 農作物災害予防計画 2. 家畜災害予防計画 3. 水産災害予防対策	☐ 農政企画課 ☐ 農業振興課 ☐ 森林水産課 ☐ 支部（総合支所）農林建設課
第3項 防災営農体制等の整備 1. 農地保全施設の管理 2. 営農指導の実施 3. 防災思想の普及 4. 災害予防に関する試験研究の推進	☐ 農業振興課 ☐ 森林水産課 ☐ 農村整備課

第1項 農業災害予防計画

1. 農業用施設災害予防計画

市は、洪水、土砂崩壊、湛水等から農地や農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の改修補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進する。農村地域の集落においては、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び消防用水としての利用も可能な農業用排水施設等の整備を推進する。

なお、農業用施設については農業従事者により維持管理されていることを踏まえ、整備に当たっては協力を要請し、相互協力体制のもとで推進する。

■農業用施設災害の予防対策

	対策
用排水路及び頭首工、井堰	・ 浚渫、除草、障害物の除去、破損個所の修理 ・ 水路及び河川に設けられた各種取水ゲートの確実な整備点検、操作 ・ 湛水防除施設の確実な整備点検、操作
農道	・ 側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設の浚渫、清掃 ・ 農業機械の大型化に対応しての農道の拡幅、整備 ・ 農道橋の落橋事故等未然防止のための定期点検
ため池	・ 浚渫、老朽箇所等の補強・改修及び破損箇所の修理 ・ 洪水吐、取水施設等操作施設の点検、操作及び堤体の点検 ・ 貯水量の常時把握、調整

ダム(天神ダム、 広沢ダム)	・施設の確実な整備点検及び操作
-------------------	-----------------

資料編/4.組織等/【防災関係機関等】大淀ダム管理体制図(天神ダム管理所)、(広沢ダム管理所)

資料編/5.資料等/【ため池(予想される被害)】旧宮崎市のため池、佐土原区域のため池、
田野区域のため池、高岡区域のため池、清武区域のため池

2. 林業災害予防計画

市は、関係機関、団体等と連携し、保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努めるとともに、森林の荒廃を防止するために森林整備を促進する。

また、林地開発に伴う土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、森林の保全巡視を推進する。

なお、市街地をとりまく森林や農地については、本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。

第2項 農作物等災害予防計画

1. 農作物災害の予防対策

市は、台風等による被害を未然に防ぐため、県中部農林振興局（農業改良普及センター）及び宮崎県農業協同組合と連携し、農家に対して事前対策を指導する。

■農作物災害の予防対策

	対策
水稻	・熟期の異なる品種の組合せや作期の分散等により被害の軽減を図る。 ・干ばつ時においては計画的な配水、及び灌がい活用により蒸散を防止する。 ・風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防対策、事後対策を講じる。 ・気象情報に即応した予防対策を講じる。 ・局所的農業用水源確保のため、水源林の維持管理を図る。
果樹	・干害に備え、深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壤水分の蒸発抑制のため敷ワラ、敷草等を行い、適正な雑草管理を行う。また、灌水用の水源を確保する。 ・風害に備え、防風林、防風垣、防風ネットを設置し、果樹棚、ハウス等の補強を図る。 ・水害に備え、排水溝等を整備するとともに、ワラ、敷草等により土壌の流失を防止し、園地の損壊を予防する。 ・凍霜害に備え、栽培に係る適地を選ぶ他、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等による予防を行う。
野菜	・干害に備え、灌水施設を整備し、マルチ等により土壌面からの蒸発防止を図る。 ・風水害に備え、温室、ハウス等の補強及び耐候性ハウスの整備推進を図る。併せて、防風ネットや非常用発電機の整備を推進する。 ・水害に備え、排水溝等の整備を図る。 ・倒伏防止のための支柱を整備・補修する。

	対策
花き	・干害に備え、灌水施設を整備し、土壌水分の蒸発抑制のためマルチ等を実施する。 ・風害に備え、温室、ビニルハウス等の補強を図る。また、苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風ネットや非常用発電機の整備を推進する。 ・倒伏防止のための支柱を整備・補修する。 ・水害に備え、排水溝等の整備やハウス内への浸水防止のため止水シートを整備する。
茶	・霜害に備え、防霜ファン、スプリンクラー等の設置により摘採期における品質低下対策を講じる。
たばこ	・風水害に備え、防風ネット等を設置する。 ・水害に備え、排水溝等を整備し、誘発する病気等の対策を図る。

2. 家畜災害の予防対策

農業振興課、支部（総合支所）農林建設課は、台風等による被害を抑制するため、県中部農林振興局（農業改良普及センター）・宮崎県農業協同組合と連携し、施設の安全措置、家畜の避難など農家に対して事前対策を指導する。

■家畜災害の予防対策

	対策
施設等の整備	・畜舎、鶏舎等施設の補強整備、施設整備場所の選定等を支援する。
飼料作物	・干害に備え、耐干性作物又は品種の奨励、普及を図る。 ・WC S用稲等貯蔵飼料の普及を図る。 ・造成草地の浸食防止について防災処置を講じるよう指導する。

3. 水産災害予防計画

森林水産課は、台風等による被害を抑制するため、漁業協同組合等と連携し、漁業施設、漁船等への安全対策を指導する。

第3項 防災営農体制等の整備

1. 農地保全施設の管理

市は、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の留意事項を指導し、管理の徹底に努める。

2. 営農指導の実施

市は、気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合又は予想される場合は、必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

3. 防災思想の普及

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、被害の拡大防止、住民生活の安定等を図るため、防災思想の普及に努める。

4. 災害予防に関する試験研究の推進

市は、災害予防の効果的な推進を図るため、県及び関係機関が実施する干ばつや霜害等の気象災害に関する技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- ア 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること
- イ 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること
- ウ 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること
- エ 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること

第5節 災害発生前における体制の整備

【施策の基本方針】

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるようあらかじめ気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動のための体制を整備する。

特に住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、「宮崎市要配慮者避難支援プラン」に基づき要配慮者への避難支援対策を充実・強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 警報等の伝達体制の整備	☐ 危機管理部 ☐ 各総合支所
第2項 避難誘導体制の整備 1. 避難対象地域の指定 2. 避難計画の作成と警戒巡視員の選任等 3. 要配慮者対策 4. 避難に関する情報発令基準の明確化 5. 避難に関する情報等の伝達系統・伝達体制の整備 6. 指定緊急避難場所・避難路の安全確保 7. 自主避難体制の整備	☐ 危機管理部 ☐ 福祉部 ☐ 子ども未来部 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所
第3項 災害未然防止活動体制の整備	☐ 危機管理部

第1項 警報等の伝達体制の整備

市は、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるよう体制の整備を図る。降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じて事前避難に関する広報を実施するための広報要領を事前に定める。

第2項 避難誘導体制の整備

市は、風水害により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるようあらかじめ避難誘導体制を整備する（第2章 第8節 第4項避難誘導体制の整備を参照）。

1. 避難対象地域の指定

市は、過去の風水害の履歴や災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等地域の実情を踏まえ、台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地域として指定する。

2. 避難計画の作成と警戒巡視員の選任等

市は、住民や関係機関の協力を得て、地域の実情に応じた避難計画を作成する。また、必要に

応じて地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱する。

3. 要配慮者対策

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導するための体制の整備に努める。特に避難行動要支援者に対しては、地域住民、自主防災組織、関係団体等の協力を得て、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿による情報の把握・共有、個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める（第2章 第9節要配慮者等安全確保体制の整備を参照）。

また、市地域防災計画に記載した浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難の確保を図るために必要な避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて助言等を行う。

4. 避難に関する情報発令基準の明確化

市は、原則として、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を的確に行うため、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準を定める。

また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

5. 避難に関する情報等の伝達系統・伝達体制の整備

市は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により住民に周知するため、あらかじめ災害危険箇所ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報系防災行政無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車・消防局・消防団車両等による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ、有線放送、防災メール、市ホームページ、電話等の利用により伝達する。

6. 指定緊急避難場所・避難路の安全確保

市は、指定緊急避難場所の指定や指定避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定する。

7. 自主避難体制の整備

市は、住民自らが気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等には自主避難することについて、あらゆる機会を通じて住民への指導に努める。

第3項 災害未然防止活動体制の整備

市は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を

行うとともに、水防計画に基づき水防活動の体制整備を行う。また、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

なお、水防計画の策定に当たっては、危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮する。

第6節 情報の収集・連絡体制の整備

【施策の基本方針】

防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡や住民等への情報伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報の収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。また、夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 無線通信施設整備計画 1. 既存施設の点検 2. 無線通信施設を活用した情報収集・伝達体制の確立 3. 携帯電話メールによる情報伝達システムの活用	☐ 危機管理部 ☐ 各総合支所 ☐ 上下水道総務課 ☐ 指令課
第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画	☐ 危機管理部 ☐ 指令課
第3項 防災情報共有システムの機能拡充	☐ 危機管理部
第4項 広報、広聴体制の確立 1. 住民への広報、広聴体制の整備 2. インターネット等を通じた情報提供体制の整備 3. 要配慮者への情報提供体制の整備 4. 放送要請の方法の確認	☐ 危機管理部

第1項 無線通信施設整備計画

市は、災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に、情報連絡体制が確保できるよう無線通信網の整備を図る。

1. 既存施設の点検

市は、既存の施設について、災害時に有効な機能が発揮できるよう常時点検整備を実施する。

資料編/5.資料等/【情報収集・連絡】無線通信施設整備計画に関する現況等

2. 無線通信施設を活用した情報収集・伝達体制の確立

市は、同報系防災行政無線及びデジタルMCA無線・IP無線、MCAアドバンス無線（上下水道局）、消防・救急無線（消防局）を活用し、有線通信手段が途絶した事態における気象予警報や災害情報の伝達、被害状況を把握するための災害現場との連絡など災害情報の収集・伝達体制を確立する。

資料編/5.資料等/【情報収集・連絡】アマチュア無線局

資料編/5.資料等/【情報収集・連絡】防災行政無線・上下水道局MCAアドバンス無線一覧

3. 携帯電話メールによる情報伝達システムの活用

市は、市民に対し災害情報や気象情報を、職員に対し招集伝達を迅速に行うため、携帯電話メールによる情報伝達システムを有効に活用する。

また、消防局は、災害情報や気象情報及び職員や消防団員の招集の伝達を迅速に行うため、携帯電話メールによる情報伝達システムを有効に活用する。

第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画

市は、災害時優先扱いの電話等の設置場所の適正化と災害時における運用体制を整備する。

また、電気通信設備の整備と防災管理に努め、有線通信設備を効果的に活用できるよう電話網運営体制の整備検討を行う。

防災関係機関は、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるよう西日本電信電話株式会社の規定に基づき多様な有線回線の確保に努める。

第3項 防災情報共有システムの機能拡充

市は、再構築した宮崎市防災情報共有システムについて、クラウド型システムの特性を活かし、家畜防疫管理、水門管理など現場からインターネットに接続し情報共有できる機能に加え、次の機能拡充を検討する。

- ア 要配慮者情報の共有
- イ 避難者受付情報
- ウ 安否情報
- エ 罹災証明情報
- オ 生活支援情報

第4項 広報、広聴体制の確立

1. 住民への広報、広聴体制の整備

市は、住民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を整備する。

なお、広報・広聴体制は、混乱を防ぐために市災対本部で一本化を行い、専用窓口や専用電話・ファックスを設置するなど体制を整備する。

■広報運用体制の整備項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 広報重点地区（各災害危険地区）○ 地区住民（要配慮者）の把握 |
|---|

- 広報・広聴担当者の習熟
- 広報文案の作成
- 広報優先順位の検討
- 伝達ルートが多ルート化

■ 広報手段

- テレビ（ケーブルテレビ）、ラジオ（コミュニティFM）等
- 同報系防災行政無線
- 広報車・消防局・消防団車両等
- 市防災メール
- 市ホームページ
- 市公式SNS（X（旧Twitter）、Facebook、LINE）
- 防災アプリ（ハザードン、ヤフー防災速報）
- 臨時広報の配布、指定避難所への掲示

2. インターネット等を通じた情報提供体制の整備

市は、ホームページにおける防災情報の一層の充実を図る。

なお、市庁舎が被害を受け、ホームページのサーバーが使用不能となり、市民等への情報発信ができなくなる場合には、中核市災害相互応援協定や宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会における協議会災害時広域連携計画に基づき、遠隔地の自治体に協力を求め、本市のホームページサーバーが復旧するまでの間、代理掲載により情報提供を行う。

3. 要配慮者への情報提供体制の整備

市は、ケーブルテレビ、コミュニティFM等の地域のメディアを活用するほか、視聴覚障がい者等に対しては電話・FAXサービスの利用を促進し、音声・文字による情報提供を行い、外国人に対しては防災メール多言語（やさしい日本語含む）サービスの利用促進を図る。

また、聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、関係団体の協力を得て、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時における協力要請に備える。

4. 放送要請の方法の確認

市は、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法について確認する。

第7節 活動体制の整備

【施策の基本方針】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、活動体制等を整備するとともに、他市町村及び防災関係機関との連携体制等の整備・充実を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 宮崎市防災会議運用計画	☐ 危機管理部 ☐ 警防課
第2項 宮崎市災害対策本部組織計画	☐ 危機管理部
第3項 初動体制確立への備え 1. 初動体制確立への備え 2. 防災中枢機能の拡充	☐ 危機管理部 ☐ 各課
第4項 広域応援体制等の整備・充実 1. 市町村間の相互協力体制の整備 2. 防災関係機関の連携体制の整備 3. 受援計画の策定 4. 応援活動のための体制整備	☐ 危機管理部 ☐ 消防局
第5項 航空消防防災体制の整備	☐ 消防局
第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	☐ 危機管理部

第1項 宮崎市防災会議運用計画

市は、基本法第16条の規定、宮崎市防災会議条例（昭和38年条例第2号）に基づき市長を会長として防災会議を設置し、市地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。

資料編/1.条例等/【防災会議】宮崎市防災会議条例

資料編/1.条例等/【防災会議】宮崎市防災会議運営要領

資料編/1.条例等/【防災会議】宮崎市防災会議会長及び委員名簿

■宮崎市防災会議の運用計画

	内容
組織	1) 会長は、市長をもって充てる。 2) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 ア 関係指定地方行政機関の職員（1号委員） イ 市を警備区域とする陸上自衛隊の職員（2号委員） ウ 宮崎県の職員（3号委員） エ 宮崎県警察の職員（4号委員） オ 市教育委員会教育長（5号委員） カ 市消防局長及び市消防団長（6号委員） キ 市の職員（7号委員） ク 関係指定公共機関又は関係指定地方公共機関の職員（8号委員） ケ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者（9号委員） コ その他市長が必要であると認めた者（10号委員）

	内容
所掌事務	1) 市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること 2) 宮崎市水防計画について審議すること 3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 5) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること

第2項 宮崎市災害対策本部組織計画

本部の組織及び運営は、「宮崎市災害対策本部条例」、「宮崎市災害対策本部運営要領」の定めるところによる。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

■宮崎市災害対策本部の概要

	概要
本部長	・市長を「本部長」とする。本部長は本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	・帖佐副市長、永山副市長を災害対策副本部長（以下、「副本部長」という。）とする。 ・本部長に事故あるときは、帖佐副市長、永山副市長の順に職務を代理する。
幹部会	・本部には、応急対策に関する重要事項を決定する機関として幹部会をおく。幹部会の幹部は、宮崎市事務分掌規則（昭和42年規則第9号）第4条第1項の部長、会計管理者、上下水道局長、消防局長、議会事務局長、教育長、教育局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、監査事務局長、その他、本部長が必要と認める者をもって充てる。
緊急応急対策幹部会	・緊急に緊急対策を講じる必要があるときには、緊急応急対策幹部会を開催する。 ・その構成幹部は、総務部長、危機管理部長、地域振興部長、福祉部長、建設部長、消防局長、その他、本部長の指名する部局長をもって充てる。
各部各班	・本部に部をおき、部長は本部長の指名する者を充てる。 ・必要と認める部には、副部長をおく。 ・部に班をおき、班に班長をおく。

第3項 初動体制確立への備え

1. 初動体制確立への備え

（1）組織体制（初動体制）の確立

- 1) 市は、災害発生時に職員が迅速に対応できるよう平素から配備基準等を確認・整理し、各課においては災害応急対策連絡網を確認しておく。
- 2) 交通の途絶、職員の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、参集訓練等を行い、災害応急対策実施の円滑化に努める。

(2) 行動要領（マニュアル）の作成

市は、各部の応急対策活動のための行動要領（マニュアル）を作成し、職員に周知するとともに、定期的な訓練により活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携について徹底を図る。

また、市は、手際よく災害対策本部を設置できるよう情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行う。

なお、組織の改編や人事異動、市地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応し、毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行う。

(3) 災害対策本部職員用物資の確保

市は、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、常時3日分の職員用食糧等の備蓄に努める。

(4) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

市は、職員自身あるいは家族の負傷等により、職員が迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう日頃から指導を徹底する。

2. 防災中枢機能の拡充

市は、地域における災害応急対策活動の拠点として公共施設を位置づけ、防災中枢としての機能整備に努める。また、所管する施設の安全性を確認するとともに、資機材の状況を把握し、利活用に備える。

第4項 広域応援体制等の整備・充実

市は、大規模災害における応急対策をより迅速・的確に実施するため、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備する。

また、災害時には状況が刻々と変化していくことや、詳細な情報を伝達するいとまがないこと等から、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

資料編/2.協定等/【相互応援(協定一覧)】相互応援協定一覧

1. 市町村間の相互協力体制の整備

市は、相互応援協力に関する協定を締結している消防、他市町村、宮崎市内郵便局等との相互応援、協力のための連絡体制等の整備、施設・設備の充実に努める。

2. 防災関係機関の連携体制の整備

(1) 関係機関の体制整備

1) 警察（宮崎県警察本部）

市は、平素から警察署との緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう応援体制の整備を推進する。

2) 消防機関（宮崎市消防局）

市は、「消防相互応援協定」等を通じて、人命救助活動等の支援体制の充実に努める。

（2）自衛隊との連携体制整備

市は、県と自衛隊が行う協議や防災訓練の実施等を通じて平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

また、自衛隊と協議を行い、災害対策本部設置時の連絡体制の強化を図る。

（3）ボランティアとの連携体制の充実

市は、医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を有する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

また、災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう日本赤十字社宮崎県支部や市社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

（4）活動拠点の指定

市は、生目の杜運動公園、清武総合運動公園及び生目の杜医療防災拠点防災緑地を、応援部隊の活動拠点としてあらかじめ指定し、関係機関と協議を行い、受入れ体制を整える。

3. 受援計画の策定

市は、大規模災害に備え、行政機関や民間企業等からの各種支援を最大限に活用し、迅速で的確な災害応急対策や被災者支援等の業務を行うため、支援の受入体制等を定めた市災害時受援計画を策定する。

4. 応援活動のための体制整備

市は、被災市町村及び各関係機関より応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置を講じるため、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等を準備する。

また、派遣先の被災地において、職員が被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧や衣料、情報伝達手段について各自で賄うことができる自己完結型の体制の整備を図る。

なお、関係機関が連携し、災害対策活動を円滑に推進するため、共通地図の作成、市地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握等に努める。

第5項 航空消防防災体制の整備

市は、県が導入する防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを確認するとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣するなど、連携・協力を密にする。

第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

市は、最低2箇所以上の緊急時ヘリコプター離着陸場を選定し、指定緊急避難場所等と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、2箇所選定しておく。

第8節 避難収容体制の整備

〔施策の基本方針〕

災害発生後に一時的かつ緊急的に避難し生命を保護するための指定緊急避難場所に加え、応急的な収容保護のための指定避難所等を指定・確保するとともに、避難誘導体制及び指定避難所の開設運営体制の整備を推進する。

〔施策の体系・担当部署〕

施策	担当部署
第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定 1. 避難計画の策定 2. 避難対象地域の指定	☐ 危機管理部
第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備 1. 避難施設整備計画の作成 2. 指定緊急避難場所の指定 3. 指定避難所の指定 4. 指定避難所の安全性確保と設備の整備 5. 福祉避難所の指定等 6. 繁華街、観光地における指定緊急避難場所等の確保	☐ 危機管理部 ☐ 福祉部 ☐ 道路維持課 ☐ 公園緑地課 ☐ 避難所所管課
第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除	☐ 危機管理部
第4項 避難誘導体制の整備 1. 避難路の整備・確保 2. 避難誘導体制の確立 3. 帰宅困難者支援体制の整備	☐ 危機管理部 ☐ 道路維持課 ☐ 公園緑地課 ☐ 避難所所管課 ☐ 観光戦略課 ☐ 産業政策課 ☐ 学校教育課 ☐ 消防局 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所
第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知	☐ 危機管理部
第6項 指定避難所の開設運営体制の整備 1. 避難所配備職員名簿の作成 2. 指定避難所の開設方法の確立 3. 避難所運営マニュアルの作成 4. 避難所運営の知識の普及 5. 福祉避難所の開設運営体制の整備 6. 指定避難所外の被災者への支援 7. 避難所外避難者の状況把握 8. 避難生活環境の確保	☐ 危機管理部 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所 ☐ 福祉総務課
第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備 1. 建設候補地の選定 2. 建設業団体等との協定	☐ 住宅課 ☐ 公共建築課

第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定

1. 避難計画の策定

市は、次の点に留意して避難計画を策定するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所の指定避難所配備職員を対象とした研修を実施する。

■避難計画策定にあたっての留意点

	留意点
避難に関する情報	・高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行う基準 ・伝達方法
指定緊急避難場所	・名称、所在地、対象地区及び対象人口 ・経路及び避難誘導方法
指定避難所の開設	・飲料水の供給 ・炊き出しその他による食品の供給 ・被服寝具その他生活必需品の給与 ・負傷者に対する応急救護 ・要配慮者に対する介助等の対応
指定避難所の管理	・避難収容中の秩序保持 ・避難者に対する災害情報の伝達 ・避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底 ・避難者に対する各種相談業務
広報	・広報車による周知 ・避難誘導員による現地広報 ・住民組織を通じた広報

2. 避難対象地域の指定

市は、洪水による浸水、土砂災害、高潮等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地域に指定し、地域の実情に応じた避難収容体制の整備を推進する。

第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備

1. 避難施設整備計画の作成

市は、夜間・昼間の人口分布及び道路、指定緊急避難場所や指定避難所としての活用可能な公共施設等の整備状況を勘案し、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路等の避難施設の整備に関する計画を作成する。

2. 指定緊急避難場所の指定

市は、洪水、土砂災害、高潮等から避難者の生命を保護するため、次の基準に従って災害の種類ごとに指定緊急避難場所の指定を行う。

1) 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること

2) 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に当該指定緊急避難場所が立地していること

3) 構造条件

当該指定緊急避難場所が上記の安全区域外に立地している場合には、異常な現象に対して

安全な構造であるほか、このうち洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること

3. 指定避難所の指定

市は、居住場所を確保できなくなった被災者を応急的に収容保護するため、次の基準により指定避難所を指定するが、原則、新たな指定を行う場合は、既存の避難所と比較し、より実用性や収容能力の高い施設である場合に、指定の検討を行うこととする。

- 1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること
- 2) 速やかに被災者等を受入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
- 3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
- 4) 全ての災害（風水害・地震・津波）に対応する施設であること
- 5) 災害時に開設が容易である施設（行政機関の所管施設）であること
- 6) 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること

■指定緊急避難場所・指定避難所の区分と「市地域防災計画」上の各避難施設の位置付けとの関係

区分	災害種別		
	風水害	地震災害	津波災害
指定緊急避難場所 〔切迫した災害の危険から逃れるために住民等が緊急的に避難する施設又は場所。 災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定。〕	□指定避難所 水害・土砂災害等の発生時に住民が自主的に、又は避難指示等があった場合に緊急的に避難する施設（学校、交流センター等の公共施設）。 ※自主的な避難者の受入れは総合支所、地域センター及び地域事務所に隣接する指定避難所、当事務所施設内等を「自主避難所」として開放。	□一時避難場所 地震の発生後、建物倒壊や火災から逃れるため、住民が緊急的に避難する場所（小中学校、高等学校等のグラウンド及び公園）。 □指定避難所 同上（風水害時の指定避難所のうち耐震性が確保された施設）。 □広域避難場所 延焼火災等の危険性があり、一時避難場所が使用できなくなった場合に避難する一定規模を有する場所（総合公園、運動公園等）。	【浸水想定区域内】 □津波避難ビル 浸水想定区域外に避難できない住民が津波から逃れるために緊急的に避難する施設（耐震・耐波性、階高が確保された施設）。 □指定避難所 同上（地震災害時の指定避難所のうち、津波避難ビルの要件を満たした施設。学校の場合は校舎建物（体育館ではない））。 □津波避難タワー 特定避難困難地域に設置された津波避難施設 【浸水想定区域外】 □一時避難場所 津波から逃れるため、住民が緊急的に避難する場所（地震災害時の一時避難場所）。 □指定避難所 同上（地震災害時の指定避難所）。 □津波避難ビル 想定外の津波を考慮し、浸水想定区域外に設けられた施設（耐震性、階高が確保された施設）。 【その他】 □避難階段 上記の緊急避難場所に避難できない場合に緊急的に避難する場所。
指定避難所 〔被災者が一定期間滞在し、避難生活を送る施設。 一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定。〕	□指定避難所 洪水・土砂災害等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。 □収容避難所 災害により居住の場を失った住民、ライフライン被害により通常の生活が困難になった住民が長期間の避難生活を送る施設（風水害時の指定避難所の中から選定した施設）。	□指定避難所 余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。 □収容避難所 同左（地震災害時の指定避難所の中から選定した施設）。	□指定避難所 余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。 □収容避難所（津波災害時の指定避難所の中から選定した施設）。

注）指定緊急避難場所、指定避難所は相互に兼ねることができる。

4. 指定避難所の安全性確保と設備の整備

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進し、避難所に指定されている施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については耐震診断を実施し、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るよう努める。

また、指定避難所は、安全性と一定期間の居住環境が必要であり、次に示すような設備を確保

する条件を満たさない場合は必要な整備を推進するよう努める。その際、避難者カード等の必要書類、掲示パネル等の広報用資材及び給水・給食等のための施設・機器等は平常時の利用と関連づけて整備を推進するとともに、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防災対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

- ア 優先電話、衛星携帯電話、防災行政無線、デジタルMC A無線、ファックス、テレビ、ラジオ等
- イ 非常用電源整備
- ウ トイレ（仮設トイレ、洋式トイレ）
- エ 給水施設
- オ 高齢者、障がい者に対応したスロープ、車椅子対応トイレ等
- カ 負傷者を一時的に収容するための救護設備
- キ 要配慮者に対応可能な福祉避難室
- ク 空調設備、照明設備
- ケ 緊急救護用の資機材
- コ カセットコンロ等の調理器具
- サ 寝具（マット、簡易ベッドを含む）や給湯に必要な資機材
- シ 男女双方の視点に配慮したプライバシーを確保する設備（パーティション）等
- ス 伝達事項の掲示板

5. 福祉避難所の指定等

市は、避難が長期化する場合に要配慮者の避難生活場所として、適切な公共施設を福祉避難所として指定する。また、介護や福祉の専門家が常駐する社会福祉施設については、福祉避難所としての協定の締結を促進する。

6. 繁華街、観光地における指定緊急避難場所等の確保

市は、多数の人が集まる繁華街、観光地において、安全な指定緊急避難場所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所の周辺状況等が変化し、収容人員、避難対象地域を変更する必要がある場合、あるいは指定緊急避難場所等として適さなくなった場合は、これを変更又は解除する。

第4項 避難誘導体制の整備

市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難誘導体制の整備を図る。

1. 避難路の整備・確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所に至る避難路を確保するため、街路事業等に防災性を付与し整備の推進を図り、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じる。

2. 避難誘導体制の確立

市は、災害時の避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織等の協力により、避難ルートの要所に誘導員を配置するなど、高齢者、障がい者、観光客等にも配慮した避難誘導体制を確立する。

なお、避難誘導体制の確立に当たっては、次の点に留意する。

- ア 広報、防災訓練、地域の話し合いを通じ、自主防災組織ごとに避難計画等に基づき災害時の行動を理解しておく。
- イ 降雨時の避難の呼びかけは雨音にさえぎられて聞き取りにくい場合があり、また、避難に応じない人があることも考えられるため、消防団、自主防災組織による戸別巡回を検討する。

3. 帰宅困難者支援体制の整備

市は、災害時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な滞在場所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討する。

（1）災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況等を、庁舎や交番等における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制の整備に努める。

（2）一時滞在場所の提供

市が所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

（3）企業、学校等における対策の推進

企業や学校等における発災時の安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を十分に見極めた上での従業員、学生、顧客等の扱いを検討することを支援する。

また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知

市は、住民の的確な避難行動を促すため、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路、災害危険箇所等について次の方法で住民に対して広報し、周知を図る。

- 1) 広報紙への掲載

- 2) 防災マップやハザードマップ等の市民配布
- 3) 防災訓練や自主防災組織の訓練等における周知
- 4) 指定緊急避難場所等の名称、方向、標高等を示した誘導標識の設置
- 5) 市ホームページによる周知

また、水害及び土砂災害の危険がある区域（避難対象地域）に居住する住民に対してハザードマップにより周知を図る。

■避難が必要な災害の種別と避難対象地域

災害の種別	避難対象地域	備考
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域に指定された区域	
水 害	河川の浸水想定区域に指定された区域	深さ 0.5m以上の浸水深の区域

避難行動としては、日頃から住民等に対し平時における指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難、避難経路等の確認や避難情報の発令時にとるべき行動の周知に努めるものとする。

第6項 指定避難所の開設運営体制の整備

市は、災害時における指定避難所の円滑な運営を確保するため、避難所運営体制の整備を図る。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

1. 避難所配備職員名簿の作成

市は、総合支所、地域センター及び地域事務所ごとに指定避難所を区分し、指定避難所の近隣に居住する職員を避難所配備職員としてあらかじめ指定し、配備員名簿を作成しておく。

2. 指定避難所の開設方法の確立

市は、総合支所、地域センター及び地域事務所を拠点とした指定避難所の開設体制を整え、災害発生時に直ちに対応できるようにしておく。

3. 避難所運営マニュアルの作成

市は、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成する。各指定避難所の避難所配備職員及び施設管理者は、避難所開設後はこれに基づき管理運営を行う。ただし、状況に応じて適宜見直す。

避難所運営マニュアルは、次により構成する。

- 1) 配備体制
- 2) 指定避難所の受入準備
- 3) 指定避難所の開設
- 4) 避難者の世話
- 5) 指定避難所の管理
- 6) 指定避難所の閉鎖

4. 避難所運営の知識の普及

市は、平常時において自治会、自主防災組織や住民に対し、災害時における指定避難所の管理・運営方法について必要な知識の普及に努める。その際、男女共同参画の視点や障がい者、外国人、性的少数者等への配慮についても周知に努める。

5. 福祉避難所の開設運営体制の整備

市は、福祉避難所における円滑な開設運営を行うため、あらかじめ「福祉避難所設置・運営マニュアル」を作成し、福祉避難所開設後はこれに基づき、管理運営を行う。

6. 指定避難所外の被災者への支援

市は、避難所の運営に当たっては、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅や車中など避難所以外で避難生活を送ることとなった者も、支援の対象とする。そのため開設された指定避難所は、在宅避難者等を含め、地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者等が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を運営するよう努める。

また、在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対し適切な対応を取り、情報、食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるよう努める。

7. 避難所外避難者の状況把握

避難所の過密の回避やプライバシー確保の観点から、被災者は指定避難所以外にも、独自に設置した避難所への避難や、車中避難、軒先避難等を選択する場合があるため、市は、防災関係機関はもとより、NPOやボランティアと連携して被災者の把握に努める。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意し、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

8. 避難生活環境の確保

市は、避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、いわゆるエコノミークラス症候群や長引く避難生活に起因する慢性疾患の増悪、感染性疾患や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れるため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の環境整備及び維持に努める。

また、在宅避難や車中避難等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備

住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない市民に対し、一時的な仮の住まいとなる応急仮設住宅を円滑に供与できるよう、市は、次の点に留意し、県と連携して応急仮設住宅の供与体制を整備する。

1. 建設候補地の選定

市は、あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮のうえ、建設候補地を選定、確保する。

■ 応急仮設住宅の要件

	要件
建設候補地の条件	・原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること ・企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とすること
立地条件の配慮	・上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること
利害関係の明確化	・当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておくこと

2. 建設業団体等との協定

市は、必要に応じてあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結する。

第9節 要配慮者等安全確保体制の整備

【施策の基本方針】

市は、災害発生時に自分の身を守るための適切な防災行動がとりにくい要配慮者を優先的に援助するため、地域住民・団体や社会福祉施設・医療機関等と連携し、各地域で要配慮者に配慮した防災・避難訓練を行うなど要配慮者支援体制を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策 1. 組織体制の整備 2. 防災設備等の整備	☐ 福祉部 ☐ 消防局 ☐ 健康管理部 ☐ 子ども未来部 ☐ 学校施設課
第2項 在宅の要配慮者対策 1. 支援体制の整備 2. 要配慮者に対する住民の役割 3. 通報設備の整備	☐ 福祉部 ☐ 消防局 ☐ 健康管理部 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所 ☐ 子ども未来部
第3項 避難行動要支援者対策 1. 避難行動要支援者の把握 2. 避難行動要支援者の避難支援等 3. 避難支援等関係者への情報提供 4. 避難支援者等関係者の安全確保	☐ 福祉部 ☐ 消防局 ☐ 健康管理部 ☐ 秘書課 ☐ 国際政策課 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所 ☐ 子ども未来部 【要配慮者ごとの担当課】 ・介護支援が必要な高齢者 ☐ 地域包括ケア推進課 ☐ 介護保険課 ・障がい者 ☐ 障がい福祉課 ☐ 健康支援課 ☐ 地域保健課 ・難病患者 ☐ 健康支援課 ☐ 親子保健課 ・傷病者 ☐ 親子保健課 ☐ 健康支援課 ☐ 地域保健課 ・乳幼児、妊産婦、小学生 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 学校教育課 ☐ 地域保健課 ☐ 子育て支援課 ☐ 親子保健課 ☐ 子ども家庭支援課 ・日本語が不自由な外国人 ☐ 国際政策課
第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施 1. 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	

■要配慮者の定義

要配慮者とは、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとりにくい人や災害情報が伝わりにくい人、また、定期的な投薬や人工透析などの医療行為を必要とする人など、災害時にライフラインが寸断された場合や長期の避難生活に際して特別な対応が必要な人をいう。

このように、防災面や災害発生時に特別な配慮が必要な人を「要配慮者」とし、その範囲は、次のとおりとする。

- ①介護支援が必要な高齢者 ②障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等）
③難病患者 ④傷病者 ⑤乳幼児 ⑥妊産婦 ⑦小学生 ⑧日本語が不自由な外国人 等

第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策

1. 組織体制の整備

(1) 組織体制

市は、社会福祉施設及び医療機関等の施設管理者に対し、災害時において要配慮者に対応可能な組織づくりや安全確保を図るための体制づくりを行うよう要請する。

また、災害発生後は社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられるため、その受け入れ等について社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

(2) 社会福祉施設、医療機関等の体制

社会福祉施設、医療機関等の多数の者が入所・入院している施設は、避難計画を策定し、平素から市、警察・消防団、自主防災組織等と連携し、施設内の要配慮者の安全確保のための体制整備を行う。

なお、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画を作成するとともに避難訓練を実施し、その結果を市へ報告する。

ア 社会福祉施設、医療機関等の施設管理者は、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制を明確にするため、対応マニュアルを作成するとともに、平時から職員や入所者等に対する防災教育及び防災訓練を積極的に実施する。避難訓練においては、消防署、消防団、地域住民や自主防災組織等と連携した訓練を実施する。

イ 特に夜間・休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

ウ 施設入所者等の避難誘導等に当たっては、地域住民の協力が得られるよう、消防団、自治会や自主防災組織等と連携に努める。また、施設入所者等の緊急連絡方法についても把握しておく。

エ 職員の防災士資格の取得を推進する。

2. 防災設備等の整備

市は、社会福祉施設及び医療機関等の施設管理者に対し、災害時の要配慮者の安全を確保するため、防災設備等の整備を促進するよう要請する。

社会福祉施設及び医療機関等の施設管理者は、災害に備え、日頃から施設や設備の点検を行い、安全性を高めるとともに、災害発生後も施設入所者の生活を維持するため、物資の確保及び防災資機材等の整備に努める。

第2項 在宅の要配慮者対策

1. 支援体制の整備

市は、在宅の要配慮者の現状を把握し、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、災害時に地域全体で要配慮者を支援する体制づくりを促進する。また、要配慮者に

対する避難に関する情報の伝達方法や避難行動支援方法について、地域団体・住民等との間で役割を分担し、平時からの連携体制を強化する。

- ア 在宅の要配慮者の状況等を考慮し、災害危険箇所及び指定避難所等、防災に関する情報の周知を図る。
- イ 関係機関や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉協力員等と連携し、在宅の要配慮者の安否確認や避難誘導等を行える体制の整備等、災害発生時に対応できる環境を整備する。
- ウ 人工透析患者に対しては、(社)全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。併せて、災害発生時の停電等により専門機関への搬送が必要なもの等、病状に応じて対処できる体制づくりを行う。

2. 要配慮者に対する住民の役割

住民は、日頃から地域で要配慮者を支援する意義を認識し、要配慮者の情報の把握に努める。
また、自主防災組織をはじめとする地域組織と日頃から連携し、要配慮者の支援体制を充実させる。

- ア 防災に関する基礎知識の習得（災害危険箇所、指定緊急避難場所、搬送用機材等の事前確認）
- イ 支援者の確保（複数の避難支援者の確保）
- ウ 通信手段の確認（救援者との緊急用通信手段の確保）
- エ 要配慮者の特性に応じた留意点、介護方法等の習得
- オ 地域の連携に重点をおいた防災コミュニティの育成

3. 通報設備の整備

市は、在宅の要配慮者の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備の支援を進める。また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、ファクシミリ装置及び文字放送受信装置の普及に努める。

第3項 避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者の把握

市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努める。

（1）避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。避難行動要支援

者名簿の作成に当たっては、該当者を把握するため、関係部課で把握している情報を収集するよう努める。

1) 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、次の要件のいずれかに該当するもののうち生活の基盤が自宅にある者とする。

- ア 65歳以上のみの世帯で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護1又は2の認定を受けている者
- イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護3以上の認定を受けている者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由及び呼吸器機能障がいの級別1級又は2級にあたる者
- エ 児童相談所又は知的障がい者更生相談所において重度の知的障がいがあると判定された者
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障がい等級が1級である者
- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条、第77条第3項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2の規定に基づく支給決定を受けている者のうち、本市が医療的ケアが必要と認めた者
- キ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に基づき宮崎県が指定する特定医療費（指定難病）支給認定者及び特定疾患医療受給者のうち、身体状況が「人の助けがあれば歩くことができる」「車いすなら移動できる」「ねたきり」「人工呼吸器装着者」のいずれかの者
- ク 本市が生活・学習アシスタントの派遣を決定した児童生徒
- ケ その他、登載を希望し、市長が避難支援等の必要を認めた者

上記要件に該当し、避難行動要支援者名簿に登載された者のうち、その後の状態により、要件から外れた場合や真に避難支援が必要でないと市が判断した場合、死亡・転出・施設に入所・長期入院の場合は名簿から削除する。

2) 避難行動要支援者名簿に掲げる事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名、カナ氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所

- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（２）避難行動要支援者名簿の更新

福祉総務課は、住民の転入・転出等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。

2. 避難行動要支援者の避難支援等

（１）個別避難計画の作成

市が主体となり、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成する。ただし、作成に当たっては、避難行動要支援者の意思を確認し、同意を得ることとし、本人の同意が得られない場合や、名簿情報提供の拒否を申し出ている者については、この限りではない。

また、作成を計画的に進めるため、必要に応じて優先度を判断し、優先度の高い者から作成することとし、優先度の高い者については、日ごろから本人に携わっている介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職と連携して作成する。

その他の者で、本人やその家族、地域の避難支援等関係者で個別避難計画の作成が可能な場合は、その者が記入した個別避難計画を市に提出し、市はその内容を確認する。

（２）個別避難計画の作成に必要な情報の把握

市は、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、市の関係部局で把握している情報の集約を行う。

さらに、市で把握していない情報の取得が必要であると認められるときは、災害対策基本法第49条の14第5項の規定により、県知事やその他の者に対して情報の提供を求め、必要な情報の取得に努める。

また、避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、本人と関わりのある福祉専門職、かかりつけ医、民生委員・児童委員などの関係者からの情報収集に努める。

（３）優先度の高い避難行動要支援者の範囲

次の条件を踏まえて判断するものとする。

避難行動要支援者名簿登載者のうち、ハザード区域（洪水・津波・土砂災害）に居住しているもので、次のいずれかの要件を満たす者。

- ①「避難行動要支援者名簿登載要件 イ」に該当する者（要介護3～5の者）
- ②「避難行動要支援者名簿登載要件 ウ」に該当する者のうち重症心身障がい者の認定を受けている者
- ③「避難行動要支援者名簿登載要件 ウ」に該当する者のうち視覚かつ聴覚障がい者
- ④「避難行動要支援者名簿登載要件 カ」に該当する者（医療的ケア児・者）

- ⑤「避難行動要支援者名簿登載要件 キ」に該当する者のうち人工呼吸器装着者
- ⑥その他、市長が優先度が高いと認めた者

(4) 個別避難計画の更新

市は1年に1度、個別避難計画の見直し及び確認を行うとともに、必要に応じて更新を行う。

3. 避難支援等関係者への情報提供

(1) 避難支援等関係者への名簿情報及び個別避難計画の情報提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の情報を提供する。ただし、名簿情報等を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人）が拒否した場合は、この限りではない。また、避難支援等関係者には、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられるため、十分に説明を行うものとする。

避難支援等関係者は、次に掲げる団体及び個人又は、それらによって構成される団体とする。

- ア 自治会
- イ 地区社会福祉協議会
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 福祉協力員
- オ 自主防災組織
- カ 宮崎市消防団
- キ 宮崎市社会福祉協議会
- ク 地域包括支援センター
- ケ 宮崎北警察署・宮崎南警察署・高岡警察署
- コ 個別避難計画の作成支援を行う事業所
- サ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 名簿情報の適切な管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう「宮崎市避難行動要支援者名簿の個人情報の取扱いに関する協定」を締結するとともに、次に掲げる措置を講じる。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者で、市との協定を締結した者に限り提供する。
- イ 「宮崎市避難行動要支援者名簿」の個人情報取扱いの手引きを作成し、それに基づいた取り扱いを徹底する。
- ウ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を実施する。

(3) 個別避難計画の適切な管理

市は、個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次

に掲げる措置を講じる。

ア 「個別避難計画」の個人情報取扱いの手引きを作成し、それに基づいた取り扱いを徹底する。

イ 個別避難計画の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を実施する。

ウ その他、個人情報の取扱いに関しては、避難行動要支援者名簿の取扱いに準ずる。

4. 避難支援者等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行う。

第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施

1. 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施

(1) 要配慮者に対する防災知識の普及・訓練の実施

市は、要配慮者及びその支援者に対し、「宮崎市要配慮者防災行動マニュアル」等を配布するなど広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災知識の普及啓発に努める。

(2) 外国人に対する防災知識の普及・訓練の実施

市は、地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、市国際交流協会等と連携し、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等に努める。

ア 多言語等（多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字）による防災パンフレット等の作成

イ 外国語の通じる医療機関の周知（医療ガイドの配布）

ウ 通訳ボランティアの確保

エ 外国人を対象とした防災教室や地域住民と交流会等の開催

オ 市ホームページによる防災情報の提供

カ 外国人への情報伝達（提供）のための連絡網の作成

キ 避難誘導標識等への外国語の併記

第10節 救急・救助及び消火活動体制の整備

【施策の基本方針】

大規模災害時の火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限に抑えるため、火災予防対策、消防力・消防施設の整備・強化を図るとともに、関係機関と連携し、救急・救助体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策	☐ 危機管理部 ☐ 警防課 ☐ 予防課
第2項 防火管理体制の強化対策	☐ 予防課
第3項 予防指導・査察計画	☐ 予防課
第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策	☐ 消防総務課 ☐ 警防課 ☐ 予防課
第5項 救急・救助体制の整備	☐ 消防総務課 ☐ 警防課

第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第1項消防活動困難地区等の火災予防対策】を参照する。

第2項 防火管理体制の強化対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第2項防火管理体制の強化対策】を参照する。

第3項 予防指導・査察計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第3項予防指導・査察計画】を参照する。

第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第4項消防力・消防施設等の整備強化対策】を参照する。

ただし、現在の消防局庁舎及び北消防署が、想定最大規模における浸水想定区域内に位置しており、また、周辺地域も広範囲に浸水するため、北消防署の管轄区域に留意しながら、消防局庁舎及び北消防署を防災拠点としての機能を維持できる場所に移転整備する必要がある。

第5項 救急・救助体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第5項救急・救助体制の整備】を参照する。

第11節 医療救護体制の整備

【施策の基本方針】

迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に抑えるため、通常の医療体制に加え、災害時に機能する医療救護体制を確立するとともに、必要な施設設備、医薬品等を確保・整備する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 災害時医療体制の整備	☐ 危機管理部 ☐ 保健医療課
第2項 医療施設・設備の整備	☐ 建築行政課 ☐ 保健医療課
第3項 医薬品等の確保	☐ 保健医療課

第1項 災害時医療体制の整備

市は、基幹災害拠点病院である県立宮崎病院や宮崎大学医学部附属病院、地域災害拠点病院である宮崎市郡医師会病院、宮崎善仁会病院や宮崎市郡医師会等の関係機関と災害時における医療体制を確立するため、平常時から調整を図るよう努める。また、近隣市町、広域市町との医療救護に関する応援協定の締結に努める。

なお、応急救護所の設置予定場所は次のとおりとし、災害発生状況に合わせ、必要に応じ設置場所を定める。

- ア 集中して負傷者が出る地域
- イ 学校の医務室
- ウ 指定緊急避難場所
- エ 市庁舎
- オ 市関係外部施設
- カ その他、災害時に市縁辺部に位置する等して、応急対応に一定の時間を要すると考えられる救護所の事前設置が必要と考えられる場所

資料編/5.資料等/【医療救護】基幹災害拠点病院等一覧

第2項 医療施設・設備の整備

市は、医療施設の耐災害化（構造・耐震性能の強化）の推進に努め、課題のあるものは当該機関において改善に努めるよう促す。

また、医療施設の医薬品・各種資機材、医療機器等の設置に際しては、転倒・転落防止を行うなど災害からの外力に耐えられるよう整備に努める。

第3項 医薬品等の確保

市は、宮崎市郡薬剤師会及び日本チェーンドラッグストア協会宮崎県支部との2つの災害協定に基づき医薬品等の流通備蓄を確保するとともに、宮崎市郡医師会等関係機関を通じて医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについての協力を依頼する。

資料編/2.協定等/【物資提供】災害時における医薬品等の調達に関する協定書

資料編/2.協定等/【被災者支援】災害時における医療救護活動に関する協定書

第12節 緊急輸送体制の整備

〔施策の基本方針〕

大規模災害による被害の軽減、並びに災害発生時から避難・救助をはじめ、迅速かつ的確な物資供給等の応急活動のために、あらかじめ緊急車両の通行を確保すべき重要な道路（以下、「緊急輸送道路」という。）を選定し、重点的に道路及び施設等の安全性を強化する。

〔施策の体系・担当部署〕

施策	担当部署
第1項 緊急輸送道路の整備 1. 道路整備の基本方針 2. 避難路整備計画 3. 緊急輸送道路整備計画	☐ 土木課 ☐ 道路維持課 ☐ 市街地整備課
第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	☐ 危機管理部
第3項 緊急輸送体制の確保 1. 道路啓開 2. 車両・船舶の確保 3. 輸送拠点の指定等	☐ 危機管理部 ☐ 道路維持課 ☐ 管財課

第1項 緊急輸送道路の整備

1. 道路整備の基本方針

- ア 国・県に対し、災害に強い広域基幹道路網の整備を要請する。
- イ 関係機関と連携して広域的な視点による緊急輸送道路ネットワークの強化と、その整備に努める。国・県の広域基幹道路網と市の各防災拠点とを結ぶ市道については、市の緊急輸送道路としての機能が確保できるよう、中・長期的な視点から維持管理や道路の整備に努める。
- ウ 指定避難所をはじめとして、市内の各防災拠点を結ぶ道路の耐災害性の向上とネットワーク化に努める。
- エ 災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、救急指定病院と緊急輸送道路を結ぶ道路の維持管理と整備推進に努めるほか、ヘリコプター指定発着場所と連絡する市道の幅員確保等の整備推進に努める。

2. 避難路整備計画

災害発生時における指定緊急避難場所等への避難及び二次災害等に伴う指定緊急避難場所や指定避難所間の移動等が安全に行われるよう、道路改良事業のほか、都市計画道路の整備推進により、総合的なネットワーク化された避難路の整備に努める。

3. 緊急輸送道路整備計画

災害発生時に備え、関係機関と連携しながら緊急輸送道路の整備に努めていく。

なお、本市域の緊急輸送道路ネットワークを次のとおり指定するように中・長期的な視点から計画していくことにより、その整備に努める。

1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク（県指定）

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク（県指定）

第1次緊急輸送道路と市区町村役場（支所含む）、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進

市は、災害による交通途絶や緊急を要する場合に備え、緊急時ヘリコプター離着陸場の追加指定を検討するとともに、緊急時ヘリコプター離着陸場周辺のアクセス道路を緊急輸送道路と位置づけ、整備を促進する。

第3項 緊急輸送体制の確保

1. 道路啓開

市は、発災後の道路啓開を円滑に進めるため、建設業者と協定を締結するなど道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。

2. 車両・船舶の確保

ア 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。

イ 災害対策基本法第76条の定めによる緊急通行車両の指定を行う。

ウ 災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

エ 平常時に車両・船舶の提供について関連業者と協議し、災害時の車両・船舶の確保に努める。

オ 道路の被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車の活用を図る。

3. 輸送拠点の指定等

ア 物資の受入れ、保管配送のための集積拠点をあらかじめ指定し、整備を図る。

イ 緊急輸送の車両のための拠点を検討し、指定する。

ウ 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

第13節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備

【施策の基本方針】

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合に、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達・供給体制の整備を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 給水体制の整備	☐ 危機管理部 ☐ 秘書課 ☐ 上下水道総務課
第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	☐ 危機管理部
第3項 資機材等の供給体制の整備	☐ 危機管理部 ☐ 上下水道総務課 ☐ 警防課

第1項 給水体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第1項給水体制の整備】を参照する。

第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第2項食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備】を参照する。

第3項 資機材等の供給体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第3項資機材等の供給体制の整備】を参照する。

第14節 防災知識の普及

【施策の基本方針】

被害を最小限に抑えるため、ハード面の施策と同時に、防災教育や訓練等により職員や住民の防災知識の普及を図り、ソフト面での防災力を向上させる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 防災知識普及計画	☐ 危機管理部 ☐ 秘書課 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 子育て支援課 ☐ 学校教育課 ☐ 生涯学習課 ☐ 警防課 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所
第2項 職員に対する防災知識普及 1. 防災教育の実施・報告 2. 行動要領（マニュアル）の習熟	☐ 危機管理部 ☐ 警防課
第3項 住民に対する防災知識普及 1. 住民に対する防災知識普及 2. 学校等における防災知識普及 3. 生涯学習での防災知識の普及 4. 避難心得の周知徹底	☐ 危機管理部 ☐ 秘書課 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 子育て支援課 ☐ 学校教育課 ☐ 生涯学習課 ☐ 警防課 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所

第1項 防災知識普及計画

市は、次の防災教育や防災広報等により、防災関係職員や住民に対して防災知識の普及を図る。

■対象別の防災教育内容例

対象	内 容	方 法、媒 体
職員等	1) 災害及び災害対応に関する知識 2) 災害危険区域に関する知識 3) 動員体制及び職員が果たすべき役割 4) 避難誘導方法 5) 応急手当	1) 研修会、講習会 2) 訓練 3) 防災計画書及び職員行動マニュアルの周知
住民	1) 災害に関する知識 2) 災害危険箇所に関する知識 3) 家族の連絡方法 4) 情報収集伝達体制 5) 避難路、指定緊急避難場所等、避難時の知識 6) 初期消火方法 7) 応急手当	1) 自治会等における指導、訓練 2) 自主防災組織の育成強化 3) 防災パンフレット、ビデオ等の広報資料 4) 講演会、出前講座 5) ケーブルテレビ、コミュニティFM放送 6) ホームページ
児童・生徒	1) 災害時の危険に関する知識 2) 火災予防及び初期消火に関する知識 3) 安全な指定緊急避難場所、避難方法	1) 授業 2) 避難訓練 3) 講演会

対象	内 容	方 法、媒 体
	等の知識 4) 災害時の安全な行動方法 5) 地域の防災対策と避難計画 6) 応急手当	4) 宮崎市防災教育手引書 5) ビデオ、スライド

第2項 職員に対する防災知識普及

1. 防災教育の実施・報告

市は、市職員をはじめ防災関係職員に対し、防災に関する意識・知識の向上を図るため、各対策部班に防災知識、役割分担等に関する研修を年1回以上実施し、報告書を提出する。

研修を行う場合は、次の事項に重点を置き、市災対本部組織の各部班における具体的な分掌事務等を把握する。

■防災研修の重点事項

	重点事項
市の防災対策について	ア 災害対策活動の概要 イ 防災関係職員としての心構え ウ 男女共同参画の視点からの災害対応 エ 役割の分担 オ 移動系無線（防災無線、デジタルMCA無線・IP無線）の取り扱い方法 カ 災害情報収集・伝達の要領、報告書式の活用
災害知識研修	ア 風水害・地震・津波の基礎知識 イ 災害に対する地域の危険性 ウ 災害情報等

2. 行動要領（マニュアル）の習熟

市は、突発的災害に対する参集・配備体制を徹底するため、携帯用の「宮崎市災害時職員初動マニュアル」、各対策部班の行動要領（マニュアル）を作成し、全職員に配布する。

第3項 住民に対する防災知識普及

1. 住民に対する防災知識普及

市は、災害の種類、季節等の状況に応じた行動、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への配慮、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点などの実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成する。

■防災知識の普及内容

- ア 自助・共助の理念
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 家具等転倒防止対策・安全対策
- エ 災害発生時にとるべき行動
- オ 指定避難所での行動
- カ 災害危険箇所、危険区域
- キ 食糧・飲料水の備蓄及び備蓄場所等
- ク 災害時の連絡体制の確保
- ケ 気象及び予報・警報に関すること
- コ 過去の災害の紹介
- サ 男女共同参画の視点からの災害対応
- シ その他の必要事項

2. 学校等における防災知識普及

学校教育課、保育幼稚園課は、危機管理部及び消防局と協力し、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等を育成するため、園児、児童、生徒の発達段階や地域や学校の実態に即した体系的な防災教育と実践的な防災訓練を計画的に進める。

また、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

- ア 教材の一部として、災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等についての周知
- イ 「防災教育手引書」の作成
- ウ 学校における安全対策や防災教育の充実のため、「防災主任」を全小・中学校に配置
- エ 職員と園児、児童、生徒が一体となった防災組織の確立
- オ 災害時の行動計画の策定及び周知徹底
- カ 防災訓練の実施
- キ 防災に関する講座等の開催
- ク 防災関係団体と連携しての関係行事への参加
- ケ ビデオ、スライド等による防災知識の普及
- コ 地域ごとの連絡網及び園児、児童、生徒の引き取り体制確立

3. 生涯学習での防災知識の普及

生涯学習課及び子育て支援課は、交流センター等・児童館等を中心とする講座・集会等の機会を通じて、災害に対する知識の普及に努める。

4. 避難心得の周知徹底

市は、避難のための立ち退きに万全を期するため、河川の氾濫、地すべり等の災害危険箇所の住民に避難者心得を周知する。

- ア ラジオ、テレビ等の気象情報、災害情報及び市の広報紙等による防災上の注意事項
- イ 懐中電灯、携帯ラジオ等の用意
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の確認
- エ 隣近所の人との連絡方法の設定
- オ 洪水警報、崖崩れ等による高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達経路の確認
- カ 非常持出品の準備

第15節 自主防災組織等の育成強化

【施策の基本方針】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方のもと、自主防災組織に対して防災意識・近隣互助の精神等の啓発を図り、初期消火、救出・救護、集団避難、給水、給食等の防災活動を円滑に実施できるよう育成強化を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 自主防災組織の活動促進・支援	☐ 危機管理課 ☐ 警防課 ☐ 消防署
第2項 自主防災組織の育成計画 1. 自主防災組織の結成促進 2. 自主防災組織の育成	☐ 危機管理課 ☐ 警防課 ☐ 消防署
第3項 企業等における防災活動の推進	☐ 危機管理部 ☐ 警防課 ☐ 予防課 ☐ 消防署
第4項 地区防災計画の策定	☐ 危機管理課

第1項 自主防災組織の活動促進・支援

市は、住民が主体となって自主的な活動を行うよう促すとともに、関係部局は連携してこの活動の支援を行う。

■自主防災組織の活動内容

区分	活動内容
平常時	1) 役割分担の明確化 2) 防災知識の普及 3) 地域の危険箇所等の把握 4) 災害体験の継承 5) 防災訓練の実施及び参加 6) 救助、救護及び避難体制の確立 7) 防災資機材の整備・点検 8) 関係機関との連携 9) その他
災害時	1) 災害情報の収集及び住民への迅速な伝達 2) 出火防止・初期消火 3) 避難誘導 4) 被災者の救出・救護及び搬送 5) 被害情報の収集・伝達 6) 給食・給水活動 7) その他

第2項 自主防災組織の育成計画

1. 自主防災組織の結成促進

市は、全市的に自主防災組織の結成を推進する。結成に当たっては、地域の日常的な活動の中で連帯感を保ち、災害が発生したときに防災活動が円滑に実施できるよう自治会等の既存組織を活用する。

また、地域における防災活動が円滑に実施されるよう地域の実情に合った自主防災組織の結成及び機能する組織づくりを支援する。その際、女性の参画の促進、女性リーダーの育成に努める。

資料編/4.組織等/【自主防災組織】自主防災組織等の結成自治会等

2. 自主防災組織の育成

(1) 資機材等の助成

危機管理部及び消防局は、市民に対し地域の防災に関する広報活動を積極的に行うとともに、市民が自主防災組織の活動を行ううえで必要な資料の提供及び資機材等を助成する。

(2) 研修・訓練等の支援

災害が発生した場合において適切に対応できるようにするためには、日頃から防災に関する研修や訓練を実施することが重要である。危機管理部及び消防局は自主防災組織がこのような訓練や研修に参加できるよう積極的に研修や訓練の機会を提供する。

資料編/4.組織等/【自主防災組織】自主防災組織等の育成強化に関する現況等

■主な研修・訓練の種別

種別	内容
宮崎市総合防災訓練	3年に1回、多くの関係機関が参加し総合的で、大規模な防災訓練を実施する。
市民参加型防災訓練	総合防災訓練がない年に、北・南消防署管内で輪番制により防災訓練を実施する。
地区防災訓練	上記以外に、随時地区単位で防災訓練を実施する。
地域防災リーダーの育成	自主防災組織などにおける地域防災リーダーを育成する。女性リーダーの育成に努める。
出前防災講座	自治会や地域のグループ等を単位として、火災や地震等についての防災講話、ビデオ等による研修、応急手当等の実技研修等地域に出向いて研修や訓練を実施する。
災害図上訓練（DIG）	地域の地図を使い、災害が発生した場合を想定して、地域の活動や対応等を参加者同士で議論し、考えていく訓練。各種の実働訓練と並行して実施する。

第3項 企業等における防災活動の推進

市は、企業等の防災活動に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画の策定や地域の

防災訓練への参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第4項 地区防災計画の策定

自主防災組織等は、地震・津波災害、風水害、火災その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、本部と連携して災害を防止若しくは軽減し、又は火災その他の災害の予防を図るため、防災訓練や防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等を定めた地区防災計画を作成する。

市は、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して作成する地区防災計画を市地域防災計画に定める。

第16節 防災関係機関の防災訓練の実施

【施策の基本方針】

市は、基本法第48条及び水防法第32条の2に基づき災害応急対策の習熟を図るとともに、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図るため、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て各種災害を想定した訓練を実施する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練	□危機管理部 □警防課 □消防署 □地域コミュニティ課 □文化・市民活動課 □各総合支所 □各地域センター □各地域事務所
第2項 各種防災訓練計画 1. 初動対応訓練 2. 水防訓練 3. 消防訓練 4. 地域住民を中心とした防災訓練 5. 災害図上訓練	□危機管理部 □警防課 □消防署 □地域コミュニティ課 □各総合支所 □各地域センター □各地域事務所
第3項 防災訓練の検証	□危機管理部

第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練

市は、災害応急対策の完全遂行を期すため、自治会、自主防災組織、地域まちづくり推進委員会や防災関係機関、ボランティア団体等との緊密な連携のもとに、計画的に共同して防災訓練を実施する。

防災訓練は、3年毎に実施する総合防災訓練、総合防災訓練のない年には北・南消防署管内を輪番制で実施する。

■総合防災訓練の内容

実施時期	毎年出水期前又は防災週間等に併せて行う。
訓練の種目	1) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援、自主防災組織の応援） 2) 災害による被害状況の把握 3) 救出、救護訓練 4) 給水、炊出し訓練 5) 避難訓練 6) 防疫訓練 7) 通信訓練（電話、無線、伝達） 8) 輸送訓練（資材、機材、人員） 9) 初期消火訓練 10) 水防訓練 11) 観測（水位、雨量等）、樋門等操作訓練 12) 工法訓練（各水防工法） 13) その他（応援の派遣、受入れ等）

第2項 各種防災訓練計画

1. 初動対応訓練

1) 職員参集訓練及び本部設置運営訓練

市は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員の非常時参集及び災害対策本部の設置の迅速化、円滑化に資する訓練を実施する。

2) 非常通信訓練

市は、災害時に有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合において情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

3) 広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するため、広域防災訓練を実施する。

また、陸上自衛隊に対し、訓練への参加を要請する。

4) 緊急輸送訓練

市は、関係機関と連携し、災害時における交通の確保・救急輸送、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動について訓練する。

2. 水防訓練

市は、出水時の水防活動を的確かつ迅速に遂行するため、机上又は実地において総合的かつ計画的に水防訓練を実施する。

また、必要に応じて広域洪水等を想定し、隣接水防団、県、その他の関係機関と共同して訓練を実施する。

■水防訓練計画

実施時期	出水期前	
実施場所	危険箇所等洪水のおそれのある地域	
参加機関	市、消防局、消防団、その他関係機関	
訓練項目	1) 観測訓練 2) 通報訓練 3) 動員訓練 4) 輸送訓練 5) 工法訓練	6) 樋門訓練 7) 避難訓練 8) 炊出訓練 9) 救助訓練

3. 消防訓練

市は、消防機能を十分に発揮するため、関係機関と協力して消防活動についての訓練を実施する。

また、必要に応じて大火災を想定し、市、消防局、消防団及び県が共同して訓練を実施する。

■消防訓練実施要領

実施時期	火災予防週間ほか随時	
参加機関	市、消防局、消防団、その他関係機関	
訓練項目	1) 消防機械器具操法訓練 2) 機械運用及び放水演習 3) 通信連絡訓練 4) 非常招集訓練 5) 出動訓練	6) 人命救助訓練 7) 林野火災防ぎょ訓練 8) 車両火災防ぎょ訓練 9) 自衛消防教育訓練

4. 地域住民を中心とした防災訓練

市は、災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、自治会、自主防災組織等を中心とした避難救助訓練の実施・支援を行う。また、災害危険箇所毎に避難訓練を実施する。

■地域の防災訓練内容

実施時期	随時	
参加機関	自治会及び自主防災組織、地域まちづくり推進委員会、市、消防局、消防団、地域消防防災支援隊、その他関係機関	
訓練項目	1) 情報連絡訓練 2) 避難所開設訓練 3) 要配慮及び避難行動要支援者避難訓練 4) 避難誘導訓練 5) 救出、救護訓練 6) 給食、給水訓練 7) 初期消火訓練 8) 災害図上訓練（DIG）	

5. 災害図上訓練

市は、市災対本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、ロールプレイング訓練等を年1回以上実施する。

※「DIG」とは、Disaster Imagination Game の略であり、地域の地図を使って災害を想定し、その対応を想像し話し合い、地図に書き込みながら訓練を行うもの。

第3項 防災訓練の検証

市は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにし、必要に応じて訓練及び防災対策の改善措置を講じる。

第17節 ボランティアの環境整備

【施策の基本方針】

大規模な災害が発生し、相当規模の救援活動を必要とする場合など円滑な活動へのボランティアの参画を想定し、平常時から災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう宮崎市民活動センターの活用並びに宮崎市社会福祉協議会との協力体制の確立を図る。

なお、災害時には宮崎市社会福祉協議会が主体となり、宮崎市、市民活動センター、災害時救援ボランティアコーディネーターみやざきとの協働により運営する宮崎市災害ボランティアセンター本部を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。さらに、介護や外国人との会話力等のボランティア各人の技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じて活動拠点を提供するなど、円滑なボランティア活動の実施が図られるよう支援に努めるものとする。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 活動支援体制の整備 1. ボランティア活動の支援体制の整備 2. ボランティア活動の充実	☐ 文化・市民活動課 ☐ 危機管理部 ☐ 各課
第2項 ボランティアの養成・登録 1. 災害時救援ボランティアコーディネーター養成講座の実施 2. ボランティアの登録	☐ 文化・市民活動課 ☐ 危機管理部 ☐ 各課

第1項 活動支援体制の整備

1. ボランティア活動の支援体制の整備

（1）宮崎市災害ボランティアセンター本部設置に向けての体制強化

宮崎市、宮崎市社会福祉協議会、市民活動センター、災害時救援ボランティアコーディネーターみやざきで構成する宮崎市災害ボランティアセンター支援体制検討会議において、災害時における協力体制の構築やボランティア活動時に使用する資機材の管理等を行い、災害の発生に備える。

（2）災害時救援ボランティアコーディネーターみやざきの支援

宮崎市災害ボランティアセンター本部が設置された場合、コーディネート窓口を災害時救援ボランティアコーディネーターみやざきが担うことから、災害時に組織的に参集・活動ができるよう団体運営の支援を行う。

2. ボランティア活動の充実

宮崎市社会福祉協議会及び宮崎市民活動センターは、企業・技術者・個人・団体等と連携し、災害時におけるボランティア活動についての調整を図る。

(1) ボランティア活動の拠点の確保

災害時には、宮崎市総合福祉保健センターに設置される宮崎市災害ボランティアセンター本部を中心拠点とし、市内で必要な地域に、それぞれの地域の地区社会福祉協議会が主体となり災害ボランティアセンター支部（サテライト）を設置する。

第2項 ボランティアの養成・登録

1. 災害時救援ボランティアコーディネーター養成講座の実施

宮崎市は、宮崎市災害ボランティアセンター本部で活動するコーディネーターを養成する。

2. ボランティアの登録

宮崎市民活動センター及び宮崎市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

第18節 風水害に関する調査・研究等の推進

【施策の基本方針】

災害の未然防止と被害の軽減のため、必要となる調整・研究や情報収集を積極的に行うとともに、住民等と連携した災害教訓の伝承、各種データの保存・整備に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 調査・研究の推進	☐ 危機管理部 ☐ 秘書課 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 子育て支援課 ☐ 学校教育課 ☐ 警防課
第2項 調査・研究項目	☐ 危機管理部 ☐ 秘書課 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 子育て支援課 ☐ 学校教育課 ☐ 警防課
第3項 災害教訓の伝承	☐ 危機管理部 ☐ 秘書課 ☐ 学校教育課 ☐ 生涯学習課
第4項 各種データの保存・整備	☐ 危機管理部 ☐ 各課

第1項 調査・研究の推進

市は、関係機関と協力し、災害発生が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を整理するとともに、災害発生が予想される箇所の応急対策を具体化するために対策会議等を開催する。

また、防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

第2項 調査・研究項目

本市の防災上問題となる事項について特に専門的調査・研究を実施するものとし、変化する地域の状況や調査技術の進展にあわせた総合的な防災アセスメント調査、情報通信技術の防災行政への活用について検討する。

第3項 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、次の取り組みを行う。住民は自らの災害教訓の伝承に努める。

- ア 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する
- イ 広く住民が閲覧できるよう公開する
- ウ 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝える

- エ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行う
- オ 住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する

第4項 各種データの保存・整備

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

また、市で保管している公図等の写しについても被災の回避のための手段を講じる。